

最上川中流発第203号
令和3年7月21日

組合員各位

最上川中流土地改良区
理事長 広谷 五郎左エ門

最上川中流土地改良区総代選挙について
(お知らせ)

令和3年10月6日任期満了に伴う最上川中流土地改良区総代選挙について、当区定款付属書総代選挙規程第3条に基づき任期満了の日前60日から10日までに、下記のとおり執行することになりました。

なお、候補者が選挙区の定員を超えない場合、投票は行いません。

記

1. 選挙期日（投票日） 令和3年9月14日（火）

2. 投票時間 午前7時から午後5時まで

3. 選挙期日の公告日 令和3年9月7日（火）

4. 選挙会場（投票所） 投票になった場合、「入場券」配布時にお知らせします。

5. 選挙の区域及び総代の定数

選挙区	選挙区域	定員
第1選挙区	東村山郡山辺町大字山辺、大寺、三河尻、大塚、根際、要害 東村山郡山辺町元木、近江、向ヶ丘、元宮、清水、三河、宮の前、辻堂、上沢 山形市大字若木、上反田、下反田、古館、常明寺、滝平、芳沢、村木沢、門伝、 柏倉、菅沢、長谷堂、二位田、前明石、松原（字原） 山形市並柳、内城、後明、土屋倉、替所、東古館、南反田、辻、桜ヶ丘、舞台、 阿弥陀、みのりが丘、才津、反町、富神前、大道端、城森、佐倉宿、田吹、中 屋敷、百目鬼、谷地前、大師堂、御手作、門前、石寺、西前明石、明石堂、東 二位田、西二位田、飯塚町（字下河原） 上山市久保手	29人
第2選挙区	山形市大字黒沢、谷柏元上谷柏、谷柏元下谷柏、谷柏、南松原、片谷地、松原（字 原を除く）、津金沢、やよい一丁目、やよい二丁目、沼木、志戸田、上椹沢、下 椹沢、南館、藏王成沢 山形市東志戸田、南志戸田、北志戸田、中江、上江、平田、天神台、立道、追散、 黄金、菅原、豊原、西崎、砂塚、千代田、金石田、柳田、砂田、宮浦、飯塚口、 石関、南石関、横道、西見田、木ノ目田、中沼、長苗代、羽黒堂、飯沢、飯塚 町（字下河原を除く）、横井、明神前、松栄	18人

第3選挙区	山形市東志戸田、北田、塚野目、三社、馬洗場、高田、藤治屋敷、服部、八幡前、中道、割田、梅ノ木前、北江俣、島、行才、東籠野町、銅谷口、内表東、樋越、長表、八ツ口、本屋敷、壇野前、南田、馬合、天神町、天神、中田、下田、東田、七十刈、見崎川原、白川、沖町、境田町 山形市大字今塚、見崎、成安、中野、西中野、船町、内表、陣場、陣場新田、吉野宿、鮎洗、中野目、灰塚、渋江、漆山、七浦、千手堂、青柳、十文字、長町 天童市大字高擣	28人
	合 計	75人

6. 総代の任期と選挙権

総代の任期は4年（令和3年10月7日～令和7年10月6日）です。

選挙権は、土地改良区の地域内にある土地につき、土地改良法第3条の土地改良事業に参加する資格を有する人にあります。

選挙区の所属は、組合員資格に係る権利の目的たる土地の所在地となります。

7. 被選挙権（立候補できる人）

未成年者でない組合員の資格を有する者（禁固以上の刑に処せられて執行中の者を除く）及び法人である組合員となります。

8. 投票できる人

土地改良区の組合員でかつ選挙人名簿に登録されている人が投票することができます。

ただし、選挙人名簿に登録されていても、投票当日すでに組合員の資格を失っている人は投票できません。

9. 選挙人名簿の閲覧

令和3年8月5日現在で調整した選挙人名簿を、次のとおり閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 最上川中流土地改良区（山形市飯沢62番地の2）

023-645-1210

(2) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで

10. 立候補届出について

(1) 届出期間 令和3年9月7日（火）、9月8日（水）の2日間

届出時間は、午前9時から午後4時まで

(2) 届出場所 最上川中流土地改良区（山形市飯沢62番地の2）

023-645-1210

(3) 届出書類 最上川中流土地改良区総代選挙候補者届

最上川中流土地改良区総代選挙被選挙権申告書

※届出用紙は、当区総務課に用意してあります。

11. 開 票

投票になった場合、開票は各選挙区の選挙会場で午後5時から行います。

12. 選挙についての問い合わせ先

最上川中流土地改良区（山形市飯沢62番地の2）

総務課まで 023-645-1210